

洞爺湖芸術館あり方検討委員会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、洞爺湖芸術館あり方検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく、洞爺湖町あり方検討委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、議長（要綱第6条第1項に規定する議長をいう。以下同じ。）が会議に諮り、非公開とすることができる。

- (1) 個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事
- (2) 会議を公開することで、審議の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項に関する事

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会等)

第4条 会議の開会及び閉会は議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ、発言することはできない。

(会議録の調製)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過（議事の要旨）

(5) 前各号に定まるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

(会議録の公開等)

第6条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

2 前項の公開は、洞爺湖町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとするものは、自己の氏名、住所等を傍聴人受付票（別記様式）に記入しなければならない。

2 議長は、会議場所の事情により傍聴者の人数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者

(4) 前各号のほか、議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴者の行為の制限)

第9条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと

(3) 議事に批判を加え又は賛否を表明すること

(4) 飲食を行うこと

(5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴者は、議場において写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

(非公開の会議)

第11条 傍聴者は、会議の公開をしないこととする議決があったときは退場しなければならない。

(退場命令)

第12条 傍聴者がこの規程に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が会議に諮ってさだめる。

附 則

この規程は、令和6年7月31日から施行する。

別記様式（第7条関係）

傍聴人受付票

項番	住所	氏名	摘要
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			